

みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市は、令和元（2019）年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、令和3（2021）年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としています。

令和3（2021）年3月に策定した「第2次みよし市環境基本計画」では「みよし市の地域特性に対応した削減方策」、「継続的な省エネ活動の推進、運用改善や高効率設備への更新」、「再生可能エネルギーの積極的な導入、利活用」、「吸収源の確保・保全」を推進する長期的な「二酸化炭素排出量削減計画」の策定・推進体制の構築を行うこととしています。

また、地球温暖化対策について、総合的に、かつ、計画的に進めるための計画として、令和3（2021）年3月には「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」も策定しました。

令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までの間には、ゼロカーボンシティの実現に向けた基礎調査として、みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査及びみよし市エネルギー需要量調査を実施し、将来の再生可能エネルギー導入可能量及びエネルギー需要量を推計しながら、進めるべき施策（事業モデル）の検討及び論点の整理を行い、再生可能エネルギー導入量の目標及び二酸化炭素排出量削減目標を設定しました。

今後、ゼロカーボンシティの実現を着実に進めるためにも、令和5（2023）年度においては、整理した論点に沿って施策（事業モデル）を具現化するために、事業モデル及び事業化に際しての事業化可能性を検討し、令和6（2024）年度においては、令和5（2023）年度に検討した施策を一部実行に移す準備を開始し、これまでの検討結果を反映するために、既存の「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を見直して、令和3（2021）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定する必要があります。

これらを踏まえ、みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託の実施に当たっては、価格のみではなく、事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとします。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7（2025）年3月21日まで（2か年継続事業）

(4) 契約上限金額

金29,032,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】

令和5（2023）年度14,548,000円

令和6（2024）年度14,484,000円

3 本契約に係る受託者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定については、みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とします。

なお、複数の企業による共同参加は認めません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約締結日に、令和5（2023）年度みよし市競争入札参加資格者名簿に
大分類「役務の提供等」
中分類「調査委託」
の業種において登載されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間において、官公庁の発注するゼロカーボンシティ推進に係る調査業務、計画策定業務又はそれに類似する業務を元請として履行した実績を1件以上有していること。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書」（様式第10号）に質問事項を記載の上、令和5（2023）年4月24日（月）から令和5（2023）年5月12日（金）正午までに、電子メール(企画政策課ゼロカーボン推進室メールアドレス zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp)により、企画政策課ゼロカーボン推進室に提出してください。
なお、メールの件名は「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託質疑提出（事業者名）」とし、メールの送信後には速やかにメール到着の有無を電話で企画政策課ゼロカーボン推進室（電話番号0561-76-5002）に確認してください。
- (2) 質疑に対する回答については、令和5（2023）年5月18日（木）午後5時までに「質疑回答書」（様式第11号）により、みよし市ホームページ(<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp>)に一括して掲載します。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

※提出された書類の修正又は変更は認めません。

※審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

紙面で郵送又は直接提出するとともに、提出書類をPDF化し、電子メールに添付することにより提出してください。

電子メールの表題は「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託プロポーザル参加申込（事業者名）」とし、メール送信後には、速やかにメール到着の有無を電話で企画政策課ゼロカーボン推進室に確認してください。

(4) 提出期間

令和5（2023）年4月24日（月）から令和5（2023）年5月24日（水）午後5時15分まで

(5) 提出先

みよし市経営企画部企画政策課ゼロカーボン推進室
〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地
電子メール zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp
電話 0561-76-5002

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和5（2023）年5月26日（金）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下のとおり提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。

また、審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類

項番	提出書類名	備考
1	企画提案書等提出届 (様式第4号)	・商号又は名称及び代表者氏名を記入してください。 ・その他必要な事項を漏れなく記入してください。

2	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> 各テーマに沿って記述してください。 A4（片面）サイズとし、テーマごとに指定する最大ページ枚数までとしてください。
	(様式第5-1号) 最大ページ枚数：1枚	(1) <u>本業務に関する基本方針について</u> 本業務を取り組むに当たっての基本的な考え方や方針等について記載してください。
	(様式第5-2号) 最大ページ枚数：1枚	(2) <u>本業務への「ゼロカーボンシティ推進に向けた基本方針（R5.4.1現在）（※）」の反映について</u> 本市が令和4（2022）年度までに整理した論点について、どのように本業務へ反映させるのか、記載してください。 (※) 参加申込をされた事業者へ参考資料を配布します。 (※) これまでに整理した討議内容が要約されています。
	(様式第5-3号) 最大ページ枚数：2枚	(3) <u>事業モデル及び事業化可能性の検討について</u> 事業モデル及び事業化可能性を検討し具現化させるまでの進め方（ニーズ調査の手法、ステークホルダーへのアプローチ方法等）について具体的に記載してください。
	(様式第5-4号) 最大ページ枚数：2枚	(4) <u>ゼロカーボンシティ推進計画策定（地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の改定）について</u> 各種調査結果、検討結果等からどのように分析及び裏付けを行い、どのように整理して計画に反映させるのか、本市の地域性や特徴等、要点をおさえて記載してください。
	(様式第5-5号) 最大ページ枚数：2枚	(5) <u>独自の提案内容について</u> 提案事業者の強みや独創的なポイント、独自の提案内容について記載してください。
3	業務実施体制調書 (様式第6号)	契約締結後の業務の実施体制を記載してください。
4	配置予定者調書 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の責任者及び担当者を記載してください。 同種業務等の履行実績がある場合は、業務概要とその実施年度を記載してください。ただし、平成30（2018）年度以降の業務実績に限ります。
5	工程計画書（様式第8号）	仕様書等を参考に、令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度の2か年度分作成してください。
6	見積書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> 見積りの内訳を可能な限り詳細に記載してください。 2か年の合計見積金額及び年度ごとの見積金額を記載してください。 金額は消費税を含むものとし、契約上限金額を超える金額の場合は失格とします。

【書類作成時の注意事項】

- 書類は日本産業規格によるA4判の規格、2穴綴じとし、簡易な綴じ方としてください。

- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは11ポイント以上とします。
(ただし、図表等はこの限りではありません。)
- ・専門知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1事業者について1提案とします。
- ・項番2(企画提案書)について、会社名や会社が類推できる表現を記入しないでください。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

紙面で郵送又は直接提出するとともに、提出書類をPDF化し、電子メールに添付することにより提出してください。

電子メールの表題は「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託プロポーザル企画提案書等提出(事業者名)」とし、メール送信後には、速やかにメール到着の有無を電話で企画政策課ゼロカーボン推進室に確認してください。

(4) 提出期間

令和5(2023)年5月29日(月)から令和5(2023)年6月9日(金)まで

(5) 提出先

みよし市経営企画部企画政策課ゼロカーボン推進室

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

電子メール zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電話 0561-76-5002

8 審査の手続

(1) 選考方法

評価項目、評価基準の策定及び企画提案書の審査を行うため、選定委員会を設置し、次に定める評価項目等に基づき審査します。なお、選定委員会は非公開とします。また、1次審査、2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

評価項目	評価視点	評価割合
事業者の能力	会社の業務実績、業務実施体制、工程計画書	10%
責任者の能力	実務経験、同種業務の実績、手持ち業務量	10%
担当者の能力	実務経験、同種業務の実績、手持ち業務量	10%
企画提案書及びプレゼンテーション	①本業務に関する基本方針、②本業務への「ゼロカーボンシティ推進に向けた基本方針(R5.4.1現在)」の反映、③事業モデル及び事業化可能性の検討、④ゼロカーボンシティ推進計画策定(地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)の改定)、⑤独自の提案内容	50%
提案(見積)金額	適切な提案金額	20%
合 計		100%

(2) 1次審査(書面審査)

ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書面審査を実施します。

イ 1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、2次審査を行うものとします。ただし、選定委員の採点結果が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、提案者として選定しませ

ん。

ウ 1次審査の結果及び2次審査の案内については、令和5（2023）年6月19日（月）までに、企画提案書等に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

エ 1次審査通過者が令和5（2023）年6月20日（火）までに辞退した場合は、辞退者を除いた上位3者が2次審査の対象者とする事ができるものとし、繰り上がった者にその旨を通知します。

(3) 2次審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 1次審査時に提出した企画提案書に基づき、選定委員会は別に定める評価基準に従いプレゼンテーションによる2次審査を行います。

イ 1次審査と2次審査における合計点数の総計が最高得点を得た者を契約候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者とします。最高得点と同点であった場合には、見積金額の低い提案者を契約候補者として選定します。ただし、選定委員の採点結果が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

ウ 提案者が1者であった場合でも、選定委員の採点結果が最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、提案者として選定しません。

エ 2次審査の結果については、令和5（2023）年6月29日（木）までに、企画提案書等に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知します。

オ 審査結果については、みよし市ホームページに掲載し公表します。

9 プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 実施日

令和5（2023）年6月23日（金）午後1時30分から（予定）

(2) 実施場所

市役所庁舎2階 201会議室

(3) 実施方法

ア 提出された提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。1事業者につきプレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度とします。プレゼンテーションは業務実施体制調書に記載した管理責任者又は担当者で行うものとします。

イ 出席者は3名以内とします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に付けずにお願いします。当日受付にて説明に参加する者全員の身元確認を行うため、本人確認を行える身分証明書を携帯してください。

ウ プレゼンテーションは提出された提案書のみによるものとし、質疑応答も含め追加資料並びにパソコン及びプロジェクターなどの機材の持ち込みは不可とします。

10 契約

(1) 契約候補者と市で業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(2) 契約の手続きは、みよし市契約規則の規定により行います。

(3) 契約候補者が契約締結までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、次点者と契約するものとします。

11 辞退

参加申込後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退書（様式第9号）を持参又は郵送で提

出してください。

1.2 情報公開

本案件に係る情報公開請求があった場合は、みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号）の規定に基づき、提出書類の全部開示、一部開示又は不開示の対応を行うこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

1.3 事務局

みよし市経営企画部企画政策課ゼロカーボン推進室

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-76-5002

ファックス 0561-76-5021

電子メール zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp

1.4 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とします。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルが中止になった場合においても同様とします。
- (2) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ア 参加資格を有しないものがした提案
 - イ 見積金額が限度額を超える提案
 - ウ 虚偽の記載をした提案
 - エ 市が示した条件に反した提案

1.5 公募から事業者選定までの主なスケジュール（予定）

内容	期日・期間等
公募の開始	令和5（2023）年4月24日（月）
参加申込	令和5（2023）年4月24日（月）から 令和5（2023）年5月24日（水）まで
質問の受付	令和5（2023）年4月24日（月）から 令和5（2023）年5月12日（金）正午まで
参加資格確認通知	令和5（2023）年5月26日（金）まで
企画提案書等の提出	令和5（2023）年5月29日（月）から 令和5（2023）年6月9日（金）まで
プロポーザル選定委員会（1次審査：書類）	令和5（2023）年6月16日（金）
1次審査結果通知	令和5（2023）年6月19日（月）
プロポーザル選定委員会（2次審査：プレゼンテーション・ヒアリング）	令和5（2023）年6月23日（金）
競争入札審査委員会（結果報告）	令和5（2023）年6月28日（水）
2次審査結果通知	令和5（2023）年6月29日（木）
契約手続開始	令和5（2023）年6月30日（金）（予定）